

## 今回のテーマ「技能実習計画の作成指導及び監査等の留意点」について

外国人技能実習機構は監理団体に対し「技能実習計画の作成指導及び監査等の留意点について」を発出しています。

HPの重要なお知らせ2/24を確認ください。⇒<https://www.otit.go.jp/>

「外国人技能実習制度について（法務省・厚労省）」より抜粋  
技能実習計画の主な認定基準 技能実習の内容に関して

- ・技能実習を行う事業所で通常行う業務であること
- ・移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること（省略）



技能実習機構の現地検査において、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていないと認められる事案が発生していることから

「技能実習計画の作成指導及び監査等の留意点について（機構）」より一部を抜粋

### 1. 技能実習計画の作成指導等について

- (1) 技能実習計画における作業内容
- (2) 的確な技能実習計画作成指導の実施等

監理団体は、技能実習制度の趣旨・目的について実習実施者によく説明し理解させてください。

また、実習実施者が通常行っている作業内容についても十分に把握してください。その上で、**実習実施者と意思疎通を図り**、適切な技能実習計画を策定するための指導を行ってください。

**併せて、実際に技能実習生には、認定計画の「実習実施予定表」以外の作業に従事させることはできないことについて十分に説明し、理解させておいてください。**

### 2. 監査等について

- (1) 定期監査・訪問指導

監理団体は監査において、技能実習生の作業内容を現地に確認し、認定計画どおりに技能実習が行われていることを確認してください。

単に実習実施者に対し説明を求めるだけでなく、技能実習生との面談を通して、実習内容を確認するほか、必要に応じて認定計画で行うこととしている作業が十分にあるのか、受注状況や製品の納品状況等からも多角的に検証してください。

- (2) 臨時監査

### 3. 監査報告書

- (1) 監査報告書の作成
- (2) 監査報告書の提出

監査を実施した日から2か月以内に提出

